

特集4 クロスボウの規制に向けた警察の取組

1 クロスボウが使用された事件の発生と警察への相談

(1) 殺人事件等の発生

令和2年(2020年)6月、無職の男(23)が、兵庫県宝塚市内の自宅において、殺意をもって、親族4人の頭や首にクロスボウで矢を発射し、うち3人が死亡し、1人が重傷を負う事件が発生した。また、この事件の発生後も、クロスボウが使用された殺人未遂事件等が相次いで発生した。

CASE

無職の女(33)は、令和2年7月、自宅において、殺意をもって、同女の夫に対してクロスボウで矢を発射した上、同人を包丁で突き刺し、傷害を負わせた。同日、同女を殺人未遂罪で現行犯逮捕した(兵庫)。

CASE

無職の女(28)は、令和2年8月、自宅敷地内において、同所を訪れた民生委員に対し、殺意をもってクロスボウで矢を発射し、傷害を負わせた。同年9月、同女を殺人未遂罪で逮捕した(長野)。

(2) クロスボウが使用された事件の検挙状況

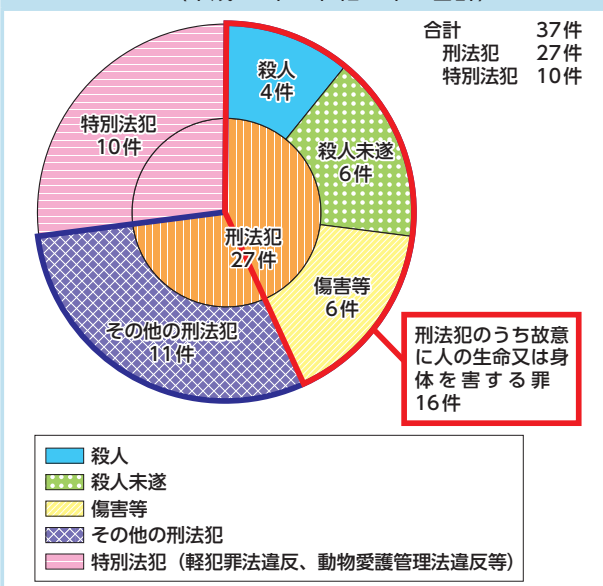
クロスボウの所持については法律上規制されておらず、警察では、クロスボウを使用して人を殺傷する事件等が発生した場合に刑法等を適用して検挙している。

クロスボウが使用された刑法犯の検挙件数は、平成22年(2010年)から令和2年までの間で27件あり、このうち殺人(4件)、殺人未遂(6件)等の故意に人の生命又は身体を害する罪に当たる事件が16件と半数以上を占めている。このほか、特別法犯の検挙件数は10件となっている。

CASE

無職の男(23)らは、平成26年5月、殺意をもって、知人を橋の欄干に立たせ、同人に対してクロスボウで矢を発射した上、川に転落させ、傷害を負わせた。平成27年10月、同男らを殺人未遂罪等で逮捕した(福岡)。

図表特4-1 クロスボウが使用された事件の検挙件数
(平成22年～令和2年の合計)



(3) クロスボウが犯罪に使用される背景

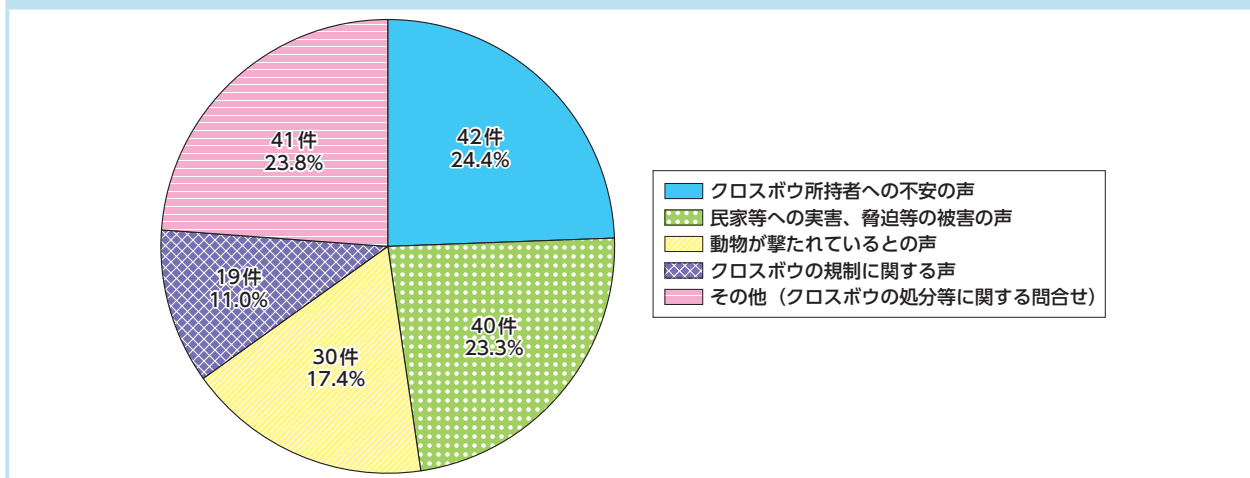
平成22年から令和2年までの間に検挙した、クロスボウが使用された事件37件の詳細について分析したところ、詳細が判明した事件においては、被疑者の多くがインターネットを介してクロスボウを入手していた。

また、被疑者のクロスボウの入手動機は、犯罪目的、興味本位、鑑賞目的等様々であったが、クロスボウを犯罪に使用するに至った経緯としては、①当初から犯罪目的でクロスボウを入手した事例のほか、②入手当初は鑑賞等犯罪以外の目的でクロスボウを所持していたが、何らかのきっかけで犯罪に使用した事例、③クロスボウを試し撃ちしているうちに、標的が動物に変わっていった事例があった。

（４）クロスボウに関する警察への相談の状況

平成22年から令和2年までの間のクロスボウに関する警察への相談の件数は172件であり、クロスボウの所持者への不安の声、民家等への実害、脅迫等の被害の声、「動物が撃たれている」との声等が寄せられている。

図表特4-2 クロスボウに関する警察への相談の状況（平成22年～令和2年の合計）



特集

クロスボウの規制に向けた警察の取組

2 クロスボウの概要等

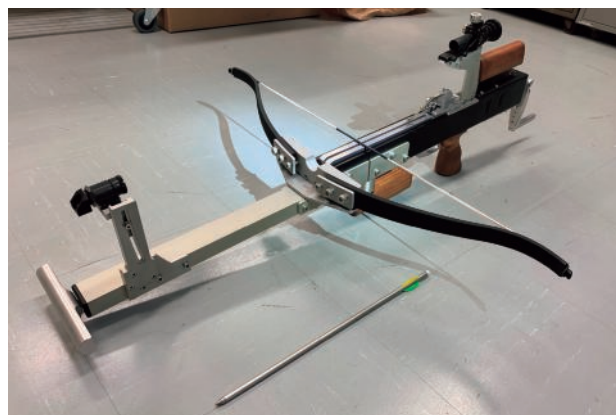
（１）クロスボウの概要

クロスボウは、弦を引いた状態で固定する装置を有し、弦を固定してから矢を装填し、銃のように引き金を引くことにより矢を発射させるものである。

現在、我が国において、クロスボウは、射撃競技をはじめとするスポーツとしての標的射撃や動物麻酔等の用途で使用されている。



クロスボウの一例（コンパウンドクロスボウ）



クロスボウの一例（競技用クロスボウ）



クロスボウの一例（ピストルクロスボウ）



クロスボウの射撃競技の状況

(2) クロスボウの威力に関する実験

科学警察研究所においてクロスボウの威力に関する実験として、図表特4-3のとおり、物品に対する射撃実験^(注1)を行ったところ、約5メートル離れた地点から矢を発射して、合成樹脂製ヘルメット及びアルミ製フライパンを貫通するほどの威力を有することが確認された。また、人体への殺傷能力を測るために一般的に行われる、ゼラチンに対する侵徹量^(注2)についての実験^(注3)を行ったところ、図表特4-4のとおり、銃刀法の規制対象である空気銃や拳銃に匹敵する威力を有することが判明した。

図表特4-3 物品に対する射撃実験



図表特4-4 ゼラチンに対する侵徹量に関する実験

ゼラチンに対する侵徹量と発射された弾丸・矢の運動エネルギー等（銃砲との比較）				
※ J（ジュール）：一定の速度で動いている物体が有する、他の物体に当たった時に当該他の物体を動かしたり変形させたりする程度を数値で表した運動エネルギーの単位 ※ クロスボウのJ/cm ² を計算する際の矢の断面積（cm ² ）は、矢の最も太い部分の断面積を用いた。 ※ 約2m離れた地点から発射 ※ 侵徹量は、10%濃度ゼラチンに対するもの	発射された弾丸・矢の運動エネルギー等			侵徹量（cm）
	弾速・矢速（m/s）	J/cm ²	J	
競技用拳銃（22口径） 	277.0	388.4	99.1	34.8
リカーブクロスボウ（175ポンド） 	63.3	102.1	63.1	34.1
競技用エアライフル 	178.6	53.4	8.5	8.3
ピストルクロスボウ（50ポンド） 	49.2	23.0	6.5	8.2
人の生命に危険を及ぼし得る威力（空気銃の規制の下限值である20J/cm ² の威力）				6.6

注1：実験においては、リカーブクロスボウ（弦を引く重さ：175ポンド（約79キログラム）、矢の初速245フィート毎秒（約269キロメートル毎時）、アルミ製の矢（53.5センチメートル））を使用
 2：弾丸等が物体に侵入する長さ
 3：実験においては、競技用拳銃、競技用エアライフル、リカーブクロスボウ及びピストルクロスボウを使用（発射された弾丸・矢の運動エネルギー等は図表特4-4参照）

3 クロスボウの所持等に関する対策

(1) クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会

クロスボウが使用された事件の発生状況を踏まえ、警察庁において、学識経験者、クロスボウの競技団体の関係者等の有識者による「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」が開催された。同検討会は、令和2年9月から同年11月にかけて4回開催され、幅広い観点から議論が行われるとともに、同年12月、「クロスボウの所持等の在り方に関する報告書」が取りまとめられた^(注)。

同報告書では、「現実にはクロスボウが故意の犯罪の道具として使用され、人を死傷させる結果が生じている実態があることを踏まえ、クロスボウの悪用や危害の発生を防止するため、新たな法的規制を行うことにより、実効性のある対策を早急に講じることが必要」であるとして、クロスボウの所持の許可制を含む、今後実施すべき規制の方向性が示された。

(2) 銃刀法の改正によるクロスボウの規制

これらを踏まえ、令和3年6月、第204回国会において、クロスボウの所持等に関する規制の創設を内容とする銃刀法の一部を改正する法律が成立した。今回の改正では、クロスボウを所持禁止の対象とし、標的射撃等の用途のためにクロスボウを所持するためには都道府県公安委員会による許可を必要とすることとされ、その使用や保管等に関しても一定の規制が設けられることとされた。また、同法の施行の際現にクロスボウを所持している者については、施行後6か月以内に所持許可申請、廃棄等をしなければならないこととされた。

警察では、法の適正な運用、広報啓発等を通じ、クロスボウが使用される事件の防止に努めていくこととしている。

図表特4-5 銃刀法の改正概要

1 クロスボウの定義

- 引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの

2 所持の禁止と所持許可制の導入

- クロスボウを**所持禁止**の対象とする。
- 一定の**用途**（標的射撃、動物麻酔等）に供するためクロスボウを所持しようとする者は、クロスボウごとに、**都道府県公安委員会の許可**を受けなければならない。

3 使用、保管等に関する規制

- 使用 標的射撃は**危害予防上必要な措置が執られている場所**に限る。
- 保管 **適切な設備及び方法**により保管する義務
- 譲渡し（販売等） 譲渡し時に**所持許可証を確認**する義務
販売事業者は都道府県公安委員会に届出

4 その他

- 不法所持に対する罰則、法令違反時の行政処分
- 施行前から所持する者は、**一定期間内に許可申請、廃棄等**

注：クロスボウの所持等の在り方に関する報告書（令和2年12月クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会）
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/hokoku.pdf>





被災地に勤務して

東日本大震災から10年の節目を迎えた現在、私は、東京電力福島第一原子力発電所から約9kmに位置する双葉警察署復興支援課で勤務しています。

福島県内では、津波の影響で未だ多くの方が行方不明となっているほか、福島第一原子力発電所事故の影響で、当署管轄区域の約35%が帰還困難区域に指定され、現在も人の居住や車両の往来等が制限されています。

さらに、管内の帰還困難区域内には、人の立入りが出来ないために、震災当時から手付かずの状態が悪化した建物が数多く存在しており、震災の爪痕が未だ色濃く残っています。

その一方で、避難指示が解除された区域では、JR常磐線の全線再開や常磐自動車道の整備、ライフラインの復旧といった復興事業の進展に伴い、帰還する住民の方々も増え、町並みも日々変化しているなど、着実な復興が進んでいます。

現在、私達は、「ウルトラ警察隊」の愛称で知られる全国警察の特別出向部隊と共に、犯罪の抑止や交通事故防止等に向けた街頭活動のほか、震災によって未だに行方不明となっている方々の搜索、管内外に避難されている住民の方々への訪問等、被災者に寄り添った活動を心掛け、被災地域等の安全と安心の確保に努めています。

これまでの活動を通じて、住民の方々からは、「わざわざ、遠くの避難先までお巡りさんが訪問してくれてありがとうございます。」「たまに空き家となった自宅へ帰りますが、投函されたパトロールカードを見て安心しました。」「知り合いが行方不明のままですので、これからも搜索を頑張って続けて下さい。」といった感謝や激励の言葉が寄せられました。

私達は、避難生活を余儀なくされ、辛い経験をしているにもかかわらず笑顔で言葉を掛けてくれる住民の方々から勇気付けられることが数多くあります。

心温かい住民の方々に感謝をしながら、被災地域の安全と安心を守るためのパトロールや訪問等の諸活動を展開し、福島県の復興を治安面から力強く支えたいと思います。



from

前 福島県双葉警察署復興支援課復興支援係
(現 福島県警察本部警備部災害対策課
災害対策第一係)

たかはし あろう
高橋 亜磨



産業制御システムの サイバー攻撃対策

私の係では産業制御システムのサイバーセキュリティ対策に取り組んでいます。産業制御システムとは、工場や発電所などで使われる産業用機械・設備を制御するシステムであり、電力、水道といった社会のインフラを支えているため、サイバー攻撃により異常が発生すると国民生活に大きな影響を与える可能性があります。実際、海外においては、産業制御システムに対するサイバー攻撃がたびたび発生しており、深刻な脅威となっています。

私が着任した令和2年度に、海外で産業制御システムに対するサイバー攻撃に使われたとされる不正プログラムが入手されたため、当該プログラムの動作検証を行いました。この検証結果は捜査部門に提供し、重要インフラ事業者等への注意喚起のために有用な情報

として活用してもらうことができました。

産業制御システムに対するサイバー攻撃については、一般的な情報システムに比べ技術情報が少ないことに加え、特定の産業用機械等のみを狙い、他の産業用機械等においては攻撃が再現できないものもあるなど、調査や検証には多大な労力を要します。こうした中でも、効果的に事業者等に注意喚起を実施し、実際に国内で産業制御システムを狙ったサイバー攻撃が発生した際に迅速に対応できるようにするため、常日頃から着実に最新情報を収集し、検証を重ね、知見を蓄積しています。



from

前 警察庁情報通信局情報技術解析課
サイバーテロ対策技術室情報分析係
(現 警察庁情報通信局情報管理課)

み た に た か ひ こ
三谷 貴彦

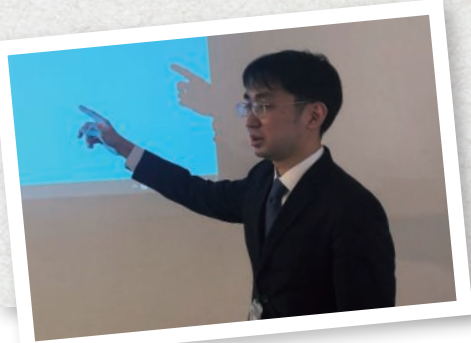


中小企業の サイバー攻撃対策

サイバー攻撃は以前よりも身近な問題になっています。情報セキュリティ対策は大企業などでは進んでいます。中小企業ではまだまだ対策できていない会社がたくさんあります。さらに、テレワークを行う機会の増加により、テレワークのため情報セキュリティ対策もしなければならず差し迫った問題でもあります。中小企業では、機材を導入できても会社の中のルールが細かく規定されていない場合や、情報セキュリティに詳しい人が会社

の中にあまりいないという場合も多く、対策の最適解を相談できる人材

が少ない場合も多いと思います。私は、まず決めたルールが実際に機能するかという訓練をすることを勧めています。そして、訓練で出た問題点について警察が助言することによって良い対策ができると思っています。これは自然災害に対する訓練である防災訓練と何も変わらないことであり、サイバー攻撃はネットワーク技術やセキュリティに詳しい人だけの問題ではなく、一般の人が巻き込まれたときにしっかりと機能する社内ルールが必要だということです。もはや、サイバー攻撃は自然災害や交通事故と同じくらい、誰もが被害者になってしまう可能性があるものです。今後も持てる知見を最大限に活用し、サイバー攻撃被害の減少に向けて貢献していきたいと思っています。



from

前 北海道警察情報通信部情報技術解析課
支援分析第一係
(現 北海道警察本部に出向中)

つる た みつよし
鶴田 光慶



「コロナ禍に対応した新たな犯罪抑止対策」

新型コロナウイルス感染症は、社会環境を大きく変化させ、県内でも不安や混乱に乗じた様々な犯罪が発生しました。

「コロナ」をキーワードにした特殊詐欺や、閉店時間帯の店舗を狙った窃盗、更には、休校に伴う留守番中の子供の安全対策に取り組む必要があり、警察においても新たな犯罪抑止対策が求められることになりました。

しかし、コロナ禍では、防犯イベント等の従来の対面型・接触型の広報啓発活動が制限されました。そこで、アイデアを出し合い、新しい生活様式に対応した、新たなアプローチを考えました。例えば、著名な実演販売士等の発信力の高い方々に協力をいただき、迷惑電話防止機能付き電話機を紹介する動画を配信するなど、効果的に動画サイトやSNSを活用した情報発信に取り組みました。他にもデリバリー事業者など、県

民と対面で接する事業者に防犯チラシの配布等をお願いし、感染拡大防止に最大限配慮しながら、県民の耳目を集める、創意工夫を凝らした広報啓発活動を展開しました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、犯罪情勢を含め、社会環境は日々変わっていくことから、今後も変化の兆しを鋭敏に捉え、時勢に応じた斬新かつ先制的な犯罪抑止対策を講じてまいります。



神奈川県警察防犯チャンネル【公式】

from

前 神奈川県警察本部生活安全部
生活安全総務課犯罪抑止対策室
(現 神奈川県庁に出向中)

よしかわ ゆうすけ
吉川 裕介



特殊詐欺事犯の根絶に向けて

某県繁華街にあるビジネスホテルの一室での出来事でした。

特殊詐欺事件の首領被疑者である準暴力団等のリーダーが潜伏しているとの情報を得て、我々捜査員は、エレベーター脇で息を潜めていました。

長時間の張り込みの末、突如室内から現れたリーダーに捜査員が一斉に駆け寄り、身柄を確保しました。

この事件は、特殊詐欺受け子被疑者の突き上げ捜査により犯罪集団である準暴力団等の実態を解明し、組織的な捜査を展開

した結果、集団の首領検挙に至ったものでした。

明確な組織性がない準暴力団等は、メンバーの離合集

散が激しく実態把握が困難ですが、組織犯罪対策課が本件捜査に携わり、部門の垣根を越えた迅速な情報収集、分析等を行ったことが功を奏し、事件解決へ結び付けました。

また、他県警と盤石な協力体制を築き、お互いが保有する情報をタイムリーに共有し合ったこと、さらには受け子被疑者の自供を得たことが決め手となり、集団とその後ろ盾となっていた暴力団組員との結節点を浮き彫りにしました。

私は、今回の事件捜査を通じて、犯罪組織の首領を検挙し社会から長期隔離を図ることが組織の壊滅には最も効果的であると実感しました。

特殊詐欺は、高齢者等の貯蓄を奪う極めて悪質な犯罪です。

今後も、組織総合力を発揮し、特殊詐欺事犯の根絶に向け、全力で捜査に取り組んで行きたいと思います。

from

前 群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策課
特殊詐欺組織解明係
(現 群馬県伊勢崎警察署刑事第二課長)

やなおか けい
柳岡 圭

